

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇ 条例 鳥取県建築工事設計監督委託条例
鳥取県身体障害者更生指導所使用料条例の一部改正
- ◇ 規則 鳥取県会議事堂使用料条例等を廃止する条例
鳥取県福祉生奨学金貸与規則の一部改正
- ◇ 告示 県支金庫の名称改正
肥料の登録
道路の指定
ふ卵業者の登録
農業委員会の設置
- ◇ 教委告示 博物館の変更登録
- ◇ 正誤 昭和二十九年五月十四日鳥取県条例第二十六号中訂正

條例

鳥取県建築工事設計監督委託条例をここに公布する。

昭和二十九年七月九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県条例第五十一号

鳥取県建築工事設計監督委託条例

第一条 市町村、その他の公共団体において、建築工事設計（以下「設計」という。）及び建築工事監督（以下「監督」という。）を県に委託しようとするときは、この条例の定めるところによる。

第二条 委託しようとする者（以下「委託者」という。）

は、次に掲げる事項を記載した申請書を、知事に提出しなければならない。

- 一 工事の名称及び計画の概要
- 二 工事の箇所を表示した図書
- 三 工事実施予定年月日
- 四 工事費予算額及びその財源

五 その他設計上参考となる事項

第三条 委託に応じたときは、設計については別表による手数料を、監督については必要な経費を基準として、その都度知事が定める手数料を徴収する。

第四条 知事において実地測量調査等の必要がある場合、これに要する人夫、杭木、その他の物件は、委託者が供給しなければならない。この場合にはこれに要する経費はすべて申請者の負担とする。

2 他人の土地に立入り又は物件を設置し、若しくは障害物を取り除く等の必要がある場合、これにより生ずる損害の補償はすべて申請者の負担とする。

第五条 設計又は監督中、委託者の要求により委託を中止したときは、実状に応じ手数料の全部又は一部を徴収する。

2 前項の手数料は、知事が定める。

第六条 委託者が不正の行爲により手数料の徴収を免れたときは、二千円以下の過料を科する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 鳥取県土木建築工事設計監督委託条例（昭和二十三年八月鳥取県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

題名を「鳥取県土木工事設計監督委託条例」に改める。

第一条中「土木建築工事設計（以下単に設計という）及び土木建築工事監督（以下単に監督という）」を「土木工事設計（以下「設計」という。）及び土木工事監督（以下「監督」という。）」に改める。

第二条中「（学校建築はこれを除く）」を削る。

第三条第一項但書を削る。

第七条を次のように改める。

第七条 申請者が不正の行爲により手数料の徴収を免れたときは、二千円以下の過料を科する。

(別表) 設計手数料の額

建築物の種類別	第一類		第二類		第三類		第四類	
	基本額	工費区分をこえる部分に対する乗率	基本額	工費区分をこえる部分に対する乗率	基本額	工費区分をこえる部分に対する乗率	基本額	工費区分をこえる部分に対する乗率
第一類 学校(木造)、工場、倉庫、車庫、格納庫、体育館、市場、博覧会、建物(仮設)	14,000円	2.0%	26,800円	2.4%	19,600円	2.8%	33,000円	3.3%
第二類 官衙、事務所、研究所、共同住宅、寄宿舎、診療所、発電所、特種の学校の類	24,000	2.0	26,800	2.4	33,600	2.8	36,400	3.1
第三類 美術館、博物館、図書館、公会堂、病院、記念建造物	24,000	1.6	26,800	1.3	26,600	2.2	31,400	2.5
第四類 社寺の類	24,000	1.2	26,800	1.3	26,600	1.6	31,400	2.0
工数	100	2.0	100	2.4	100	2.8	100	3.3
工料	14,000	2.0	26,800	2.4	19,600	2.8	33,000	3.3
工数	100	2.0	100	2.4	100	2.8	100	3.3
工料	14,000	2.0	26,800	2.4	19,600	2.8	33,000	3.3
工数	100	2.0	100	2.4	100	2.8	100	3.3
工料	14,000	2.0	26,800	2.4	19,600	2.8	33,000	3.3
工数	100	2.0	100	2.4	100	2.8	100	3.3
工料	14,000	2.0	26,800	2.4	19,600	2.8	33,000	3.3

鳥取県身体障害者更生指導所使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十九年七月九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県条例第五十二号

鳥取県身体障害者更生指導所使用料条例の一部を改正する条例

鳥取県身体障害者更生指導所使用料条例（昭和二十七年四月鳥取県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。
第一条中「義手、義足、補助器及びコルセット（以下「義肢」という。）」を「義肢、義足及び装具」に改める。
別表を次のように改める。

別表		種目	型式	使用料額	備考
製作					
上腕義手	常	用	10,950		手先用具は、三種とする。
	作	業用	9,035		
肘義手 (前腕短 含む。)	常	用	11,290		手先用具は、三種とする。
	作	業用	11,875		
前腕義手 (前腕短 含む。)	常	用	10,450		手先用具は、三種とする。
	作	業用	9,950		
腕義手	常	用	13,490		手先用具は、三種とする。
	作	業用	14,345		
前腕義手	常	用	8,360		手先用具は、三種とする。
	作	業用	7,980		
腕義手	常	用	11,010		手先用具は、三種とする。
	作	業用	11,875		

別表		種目	型式	使用料額	備考
製作					
手義手	常	用	7,410		手先用具は、三種とする。
	作	業用	6,950		
手部義手	常	用	6,950		指一本を増すごとに、一、四、二、五円を加算する。
	作	業用	6,950		
手指義手	常	用	1,900		右と同じ。
	作	業用	1,900		
大腿義足	常	用	15,100		
	作	業用	16,550		
股義足 (大断端を 含む。)	常	用	17,050		
	作	業用	18,350		
膝義足	常	用	15,100		
	作	業用	16,550		
下腿義足	常	用	7,310		
	作	業用	9,035		
膝義足	常	用	15,100		
	作	業用	16,550		
ピロゴフ式義足	常	用	6,950		
	作	業用	7,310		
シリョハリスフ式義足	常	用	3,400		
	作	業用	3,400		
足指義足	常	用	3,400		
	作	業用	3,400		
(装具)	常	用	11,260		
	作	業用	13,965		
肩関節用装具	常	用	11,260		
	作	業用	13,965		
肘肩遊動	常	用	11,260		
	作	業用	13,965		
肘肩遊動	常	用	11,260		
	作	業用	13,965		
肘肩遊動	常	用	11,260		
	作	業用	13,965		

美錠縮革交換	二四
美錠留革交換	二四
肩縮バンド交換	八五
廻転金具交換	九三
筒柱部内革交換	九三
肘筋金交換	一六五
断端鞘交換	九三〇
塗裝	七六〇
断端鞘交換	一、四〇
筋金交換	一、〇四
幹部交換	二、七五
幹部挿入部交換	四七五
肩当交換	七六〇
装着帶交換	九三
筒柱部ニユーム交換	一、三七八
廻転金具交換	九三〇
筒柱部夾革交換	九三〇
筒柱部内革交換	一、四三五
筋金交換	九三〇
断端鞘交換	九三〇
塗裝	五七〇
断端鞘交換	一、四〇
筋金交換	一、四三〇
幹部交換	一、四三〇
幹部挿入部交換	四七五
筒柱部革交換	九三〇

能動式	二八五
傳等索交換	一〇
スプリング交換	四七五
釣修理	一七六
筒柱部ニユーム交換	一、三三八
筒柱部ニユーム修理	一、三三八
筒柱部フェルト革交換	一、六五
筒柱部内フェルト交換	五七〇
筒柱部夾革交換	一、三三〇
下腿部ニユーム交換	一、三七八
下腿部長帶交換	一、三三〇
下腿部高々修理	一、三三〇
足部表革交換	八五
足部裏革交換	四七五
遊動足首交換	二、八五〇
固定足首交換	二、一八五
遊動筋金交換	三、三三五
固定筋金交換	二、八五〇
筒柱部ニユーム補強	四七五
膝接手部品交換	三六〇
肩吊バンド吊金具交換	三三〇
肩吊バンド吊革交換	三三〇
肩吊バンド布部交換	四七五
肩吊帶交換	一、九〇
足先ゴム交換	一、九〇
足接手スプリング交換	五七〇
足接手筋金交換	一、四三五

作業用

膝接手金具交換	一、四三五
遊動スプリング交換	一、九〇
革腰帶交換	三六〇
ズツク腰帶交換	三六〇
塗裝	一、四三五
筒柱部ニユーム交換	一、三三〇
筒柱部ニユーム修理	一、三三〇
筒柱部フェルト革交換	一、四三五
筒柱部内フェルト交換	四七五
下腿部高々修理	四七五
足部裏ゴム交換	三三八
遊動足首交換	一、四三五
固定足首交換	九三〇
遊動筋金交換	二、八五〇
固定筋金交換	一、九〇〇
筒柱部ニユーム補強	四七五
膝接手部品交換	三六五
肩吊バンド吊金具交換	三六五
肩吊バンド吊革交換	四七五
肩吊バンド布部交換	四七五
腰吊帶交換	一、九〇
足接手スプリング交換	一、九〇
各部熔接	一、九〇
足接手部品交換	一、九〇
足部交換	七三
塗裝	七三

下腿義足 常用

作業用

筒柱部ニユーム交換	一、八〇五
筒柱部ニユーム修正	九三〇
筒柱部フェルト革交換	一、四〇
筒柱部内フェルト革交換	三六〇
筒柱部表革交換	一、四〇
下腿部表革交換	一、三三〇
足部表革交換	八五
足部裏革交換	四七五
遊動足首交換	二、八五〇
固定足首交換	二、一八五
腰吊帶交換	一、九〇
足先ゴム交換	一、九〇
足接手スプリング交換	五七〇
足接手筋金交換	一、四三五
革腰帶交換	三六〇
ズツク腰革交換	三六〇
筋金交換	二、七五
大腿部締め革交換	五七〇
筒柱部ニユーム交換	一、三三〇
筒柱部ニユーム修正	一、三三〇
筒柱部フェルト革交換	一、六八
筒柱部内フェルト交換	九三〇
腰吊帶交換	一、九〇
ズツク腰帶交換	一、九〇
筋金交換	一、九〇
塗裝	四七五

(装具)

大腿部締め革交換	五〇
接手交換	一〇、四四
支柱修理	四七五
接手部修理	二八五
大股装具(接手つき)支柱交換	三、八〇〇
接手交換	一、九〇〇
支柱修理	四七五
接手部修理	二八五
足底板交換	四七五
コルセットセルロイド部分修理	一箇所 三六〇
コルセット金属棒修理	一箇所 二八五
半張交換	三三三
踵交換	一九〇

この条例は公布の日から施行する。

鳥取県会議事堂使用料条例等を廃止する条例をここに公布する。
昭和二十九年七月九日

鳥取県条例第五十三号

鳥取県知事 西 尾 愛 治
鳥取県会議事堂使用料条例等を廃止する条例
次に掲げる条例は、廃止する。

鳥取県会議事堂使用料条例(昭和六年一月鳥取県条例第一号)

鳥取県金属材料試験手数料条例(昭和十七年九月鳥取県条例第九号)

鳥取県工作機械器具精度検査手数料条例(昭和十七年九月鳥取県条例第十号)

鳥取県物産幹旋所手数料条例(昭和二十二年十二月鳥取県条例第三十六号)

医薬品販売業者並びにその他の認定試験手数料徴収条例(昭和二十四年三月鳥取県条例第二十四号)

この条例は、公布の日から施行する。
附 則

規 則

鳥取県福祉生奨学金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年七月九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第三十号

鳥取県福祉生奨学金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県福祉生奨学金貸与規則(昭和二十七年六月鳥取県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「年賦、半年賦又は月賦の方法」を「年賦、半年賦又は月賦による均等償還の方法」に改め同条第四項を削る。

第十六条第一項中「奨学金(利子を含む。以下同じ。)」を「奨学金」に改める。

附 則

この規則は公布の日から施行し、昭和二十八年四月一

日から適用する。

告 示

鳥取県告示第三百四十五号

昭和二十五年十月鳥取県告示第五百十一号(鳥取県金庫設置に関する件)中、支金庫の名称を昭和二十九年七月一日次のように改正した。

昭和二十九年七月九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

旧 大阪歳出金取扱所
新 大阪支金庫

鳥取県告示第三百四十六号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定により、次の肥料を登録した。

昭和二十九年七月九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号	肥料の名称	含有する主成分の最小量	住	産	業者
		%	氏	氏	名

全窒素 八・四
 アンモニア窒素 七・八
 全リン酸 五・六
 内 可溶性リン酸 五・二
 水溶性リン酸 四・二
 全加里 一・二
 内 水溶性加里 一・〇

鳥取県告示第三百四十七号

日野郡日野上都市計画生山火災復興土地区画整理地域内の計画道路を、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第四号の道路として指定する。

昭和二十九年七月九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第三百四十八号

鳥取県種鶏検査並びに卵業者登録条例（昭和二十八年十月鳥取県条例第四十五号）第八条の規定により、昭和

二十九年二月十五日次のとおり卵業者を登録した。

昭和二十九年七月九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

住 所 氏 名

鳥取市吉方二九六の二

鳥取県畜産販売農業協同組合連合会長 西尾 圭介

吉方七七六の三

鳥取種鶏農業協同組合長 木下 繁美

八頭郡智頭町智頭九二

日光園種鶏卵場 代表者 白間晃太郎

倉吉市東町四四三の二

鳥取県中央農業協同組合連合会長 近池 利勝

東伯郡東伯町八橋四九	近藤電熱孵化株式会社 謹治
六	代表者 近藤 謹治
下北条村松神	北条孵卵場 奥谷 哲男
米子市法勝寺町五四	西伯孵卵場 吉野 正雄
灘町三の一三	鳥取県西部養鶏農業協同組合長 泉 壽夫
西伯郡上道村二七五	門永孵卵場 門永 象一
六	東伯郡赤碓町松谷六〇
	鳥取県種畜場長 染野 敏

鳥取県告示第三百四十九号

農業委員会の統合に伴い、農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）第二条の規定により、町村の区域を区域とする農業委員会が次のとおり設置された。

昭和二十九年七月九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

町村名	農業委員会の名称	区	域	同上の農業委員会を設置する日
-----	----------	---	---	----------------

岩美郡大成村	大成村農業委員会	前の成器、大茅の農業委員会の区域	昭和二十九年六月二十三日
--------	----------	------------------	--------------

岩美町	岩美町	前の浦富、岩井、大岩、網代、本庄、小田、蒲生、東、田後の農業委員会の区域	七月 一日
-----	-----	--------------------------------------	-------

八頭郡那家町	那家町	前の那家、国中、大御門、下私都の農業委員会の区域	七月 五日
--------	-----	--------------------------	-------

船岡町	船岡町	前の船岡、隼、大伊の農業委員会の区域	七月 四日
-----	-----	--------------------	-------

若桜町	若桜町	前の若桜、池田の農業委員会の区域	六月二十七日
-----	-----	------------------	--------

智頭町	智頭町	前の智頭、富沢、土師、那岐、山形、山郷の農業委員会	七月 一日
-----	-----	---------------------------	-------

気高郡青谷町	青谷町	前の青谷、勝部、日置谷、中郷の農業委員会の区域	六月二十三日
--------	-----	-------------------------	--------

東伯郡羽合町	羽合町	前の長瀬、浅津、橋津、宇野の農業委員会の区域	七月	四日
東郷町	東郷町	前の舍人、東郷松崎、花見の農業委員会の区域	七月	四日
三朝町	三朝町	前の三朝、三徳、小鹿、旭、竹田の農業委員会の区域	七月	五日
関金町	関金町	前の山守、南谷、矢送の農業委員会の区域	七月	四日
北条町	北条町	前の中北条、下北条の農業委員会の区域	七月	四日
東伯町	東伯町	前の八橋、浦安、下郷、上郷、古布庄の農業委員会の区域	七月	四日
赤碕町	赤碕町	前の赤碕、成美、安田、以西の農業委員会の区域	七月	四日
西伯郡名和町	名和町	前の庄内、名和、光徳、御来屋の農業委員会の区域	六月	二十七日
日野郡根雨町	根雨町	前の根雨、日野の農業委員会の区域	七月	二日
江府町	江府町	前の江尾、神奈川、米沢の農業委員会の区域	六月	二十九日
溝口町	溝口町	前の溝口、二部の農業委員会の区域	七月	一日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十八号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十三条第二項の規定により、博物館登録原簿に次のとおり変更

登録した。

昭和二十九年七月九日

鳥取県教育委員会

事項 既登録事項 変更登録事項
 登録年月日 昭和二十七年七月 昭和二十九年七月
 一日 一日
 記号番号 公第一号
 設置者の名称 鳥取県
 博物館の名称 鳥取県立科学館
 所在地 鳥取市東町二番地
 鳥取県立科学博物館

正 誤

昭和二十九年五月十四日鳥取県条例第二十六号中誤植があるので、次のとおり訂正する。

頁	段	行	課	正
二	下	八	第二号様式のとおりとする。	第二号様式のとおりとする。
三	下	十三	同施行細則	同施行規則
四	上	六	法第二十二條	法第二十二條
五	上	五	第一百十二條	第一百二十七條
六	下	十	金額	金額

七	下	九	事項	事由
九	上	十三	献予	猶予
九	下	七	第十二号様式	第十三号様式
十四	上	二	納期限変更通知書	納期限変更告知書
十四	下	十五	事務所	事業所
十六	上	十一	当該市町村に対しては当該過大と認められる額を限度とする。	当該市町村に対しては当該過大と認められる額を限度とする。
十七	下	十	徴收分	徴收金
二十一	上	十	百分六	百分の六
二十二	上	七	当該期間内	当該期間内に
二十二	上	十三	行わる	行われる
二十三	下	十四	前項の度定	前項の規定
二十四	上	一	税納義務	納税義務
二十六	上	七	申告書	申告書に
二十六	上	十六	其用途	その用途
二十八	上	五	営業固定資産	営業用固定資産

